

## 処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
株式会社君津興業 代表取締役 古茶 進	袖ヶ浦市林字西下ヶ谷 246 番の一部、246 番 2 の一 部、字東下ヶ谷 247 番の一 部、248 番の一部、249 番の 一部、250 番の一部	6,651.85 m <sup>2</sup>	市街化調整 区域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、JR 久留里線東横田駅から東に約 4.5 キロメートル離れた位置にあり、市街化調整区域に位置している。

施設は幅員 9 メートルの私道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

## 計画概要書

- 1 施設の種類 産業廃棄物処理施設
  
- 2 施設の処理能力 破砕施設 1基  
    <<新設>>破砕機 木くず 308.00t/日
  
- 3 建築物 合計 2棟 (新設 2棟)

位置図 1 : 25,000



凡例

- 国道、県道
- 私道
- 高速道路
- - - 鉄道

凡例			
都市計画の種類	表示	面積	容積率
都市計画区域	---	約9,493 ha	
市街化調整区域	---	約2,199 ha	
市街化調整区域	---	約7,294 ha	
用途地域	第一種低層住居専用地域	約484 ha	50・60 100・150
	第一種中高層住居専用地域	約64 ha	60 200
	第二種中高層住居専用地域	約6 ha	60 200
	第一種住居地域	約213 ha	60 200
	第二種住居地域	約55 ha	60 200
	近隣商業地域	約21 ha	80 200
	商業地域	約21 ha	80 400
	準工業地域	約100 ha	60 200
	工業地域	約52 ha	60 200
	工業専用地域	約1,184 ha	50・60 200
高度地区	第一種高度地区	約140 ha	
	第二種高度地区	約190 ha	
防災地域	防火地域	約12.2 ha	
	準防火地域	約17.0 ha	
	生産緑地地区	約8.03 ha	
都市計画道路	---		
都市計画公園	---		
都市計画ごみ焼却場	---	約2.48 ha	ごみ焼却場
都市計画汚水処理場	---	約0.86 ha	し尿処理場
都市計画下水道	公共下水道袖ヶ浦終末処理場	---	
	公共下水道奈良輪雨水ポンプ場	---	
	公共下水道奈良輪第一雨水幹線	---	
	公共下水道汚水中継ポンプ場	---	
地区計画区域	---	約213.8 ha	
促進区域 土地区画整理促進区域	---	約48.9 ha	
市街地開発事業 土地区画整理事業	---	約59 ha	
その他 土地区画整理事業	---	約365 ha	
臨港地区	---	約54 ha	

県道24号線

JR久留里線  
東横田駅

東へ約4.5km

国道409号

国道410号

計画地



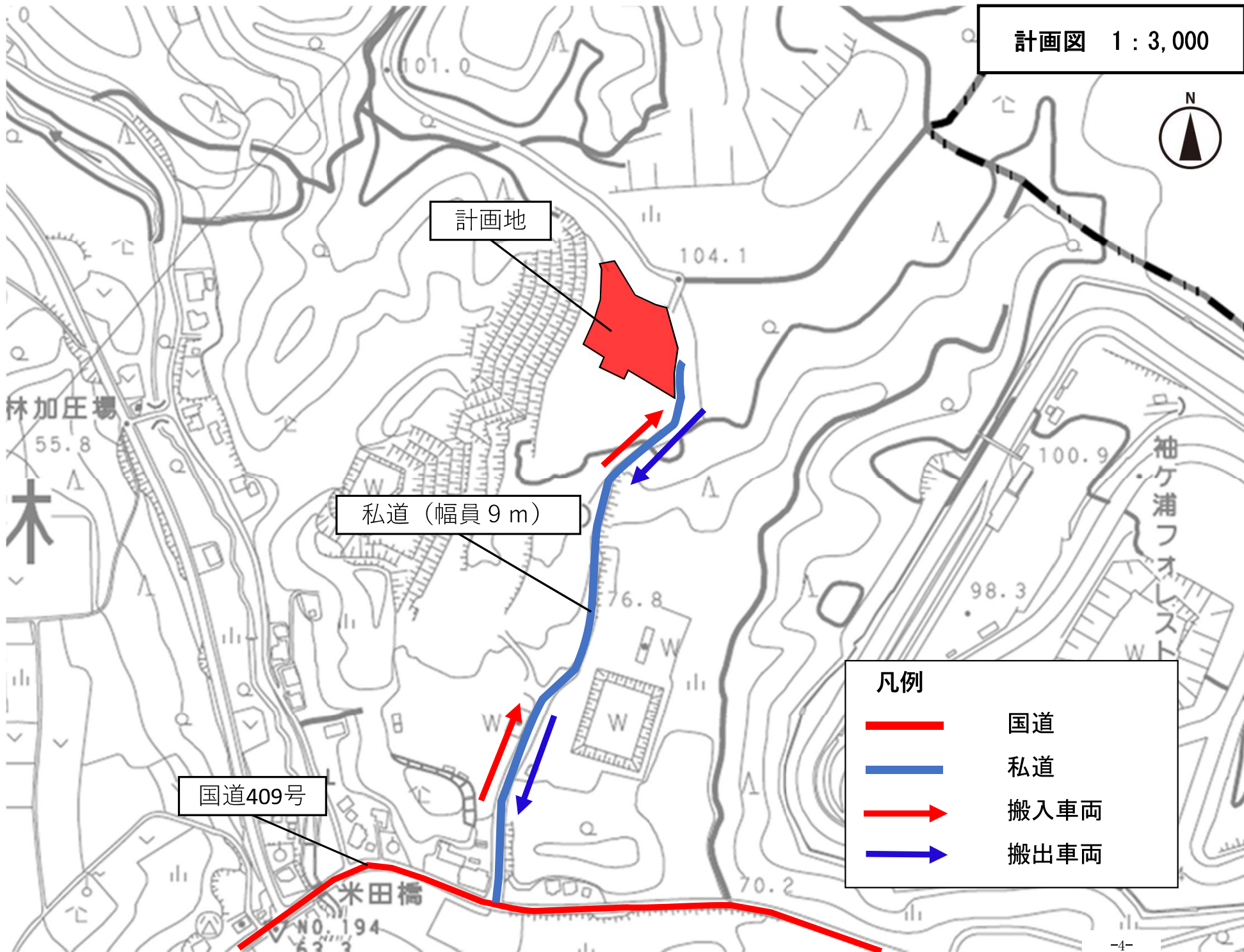
計画地

私道 (幅員 9 m)

国道409号

凡例

- 国道
- 私道
- 搬入車両
- 搬出車両



## 第199回千葉県都市計画審議会「第3号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設  
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(袖ヶ浦市)について

## 1 施設の概要

設置者	株式会社君津興業 代表取締役 古茶 進		
敷地面積	6,651.85 m <sup>2</sup>	前面道路幅員	9 m
計画地内の 処理施設 (計2基)	許可対象施設(産廃)		許可対象外施設
	新設: 破砕機(1基)		既設: 破砕機(1基)

## 2 審査指標

<b>敷地の位置の適格性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市の都市計画と整合している。</li> <li>・ 申請地は市街化調整区域に位置している。</li> <li>・ 近傍に既決定の都市施設はない。</li> <li>・ 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。</li> </ul>
<b>搬出入計画の妥当性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な搬出入経路は、幅員9mの私道であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大約50台)</li> <li>・ 主要な搬出入経路に通学路の指定はない。</li> </ul>
<b>施設計画の妥当性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。</li> <li>・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。</li> <li>・ 敷地周囲には、人がみだりに立ち入ることができないよう高さ1.8mの鉄板を設置し、敷地内に緑地帯を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。</li> </ul>

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

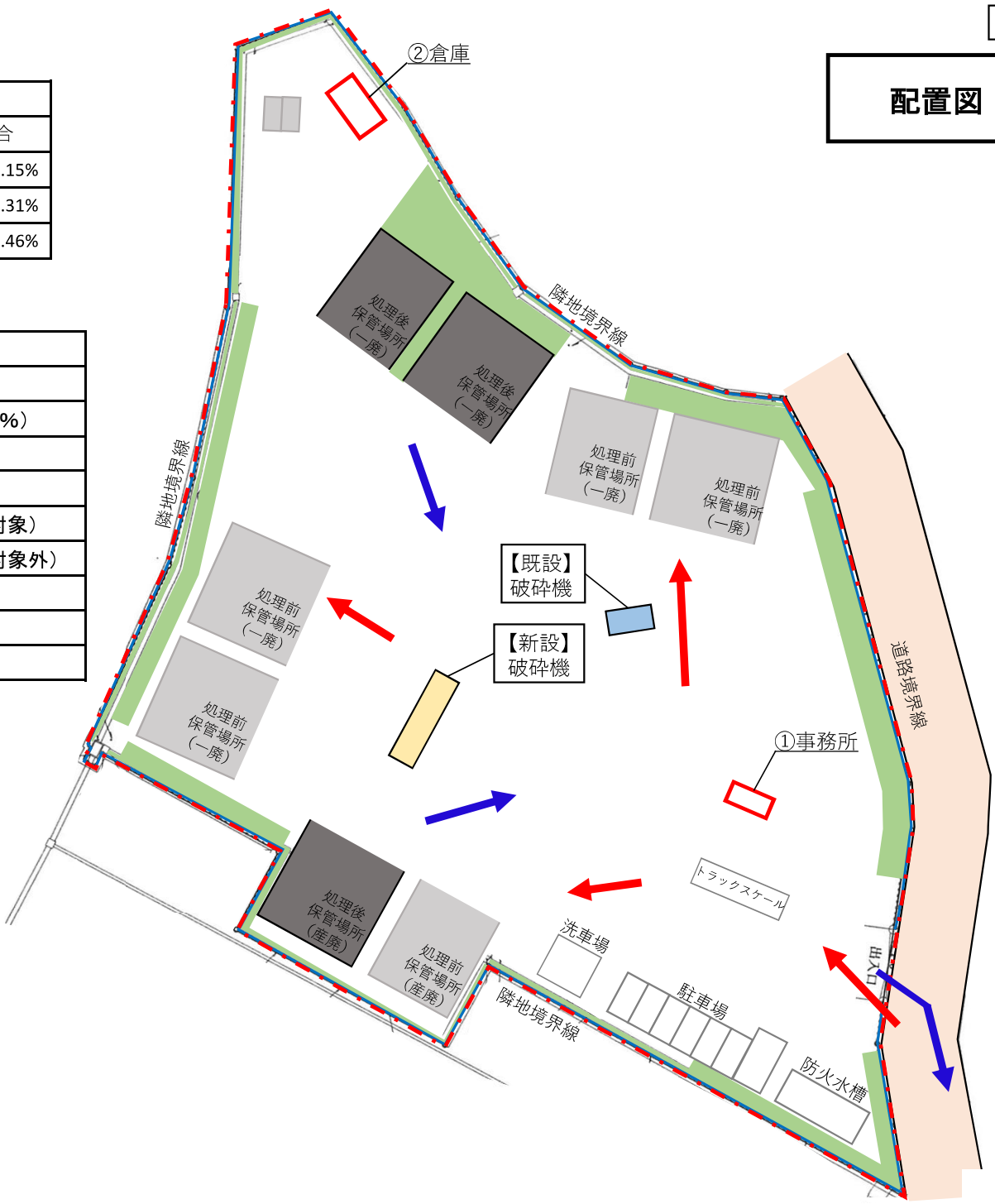
配置図 1:500



土地利用計画表			
番号	用地	建築面積	割合
①	事務所	9.99㎡	0.15%
②	倉庫	20.10㎡	0.31%
	計	30.09㎡	0.46%

【凡例】

	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	緑地(678.08㎡、10.19%)
	搬入
	搬出
	【新設】破砕機(許可対象)
	【既設】破砕機(許可対象外)
	処理前保管場所
	処理後保管場所
	鉄板1.8m



## 環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	無	-	【適用除外の理由】 大気汚染防止法に基づくばい煙等発生施設に該当しないため。		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	-	【適用除外の理由】 特別措置法に基づく「ダイオキシン類」を排出する特定施設に該当しないため。		
	袖ヶ浦市環境条例	無	-	【適用除外の理由】 条例に基づくばい煙等発生施設に該当しないため。		
騒 音	騒音規制法	無	-	【適用除外の理由】 規制法に基づく、規制区域に該当しない。		
	袖ヶ浦市環境条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間8時～17時]		
				時間帯	規制値	予測値
				朝 (6～8時)	-	-
				昼間 (8～19時)	60db	60db
夕 (19～22時)	-	-				
夜間 (22～6時)	-	-				
振 動	振動規制法	無	-	【適用除外の理由】 規制法に基づく、規制区域に該当しない。		
	袖ヶ浦市環境条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間8時～17時]		
				時間帯	規制値	予測値
				朝 (6～8時)	-	-
				昼間 (8～19時)	60db	51db
夕 (19～22時)	-	-				
夜間 (22～6時)	-	-				
悪 臭	悪臭防止法	無	-	【適用除外の理由】 防止法に基づく、規制区域に該当しない。		
	袖ヶ浦市環境条例	有	適合	類似施設の臭気濃度から、規制基準を満足するものと判断される。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	-	【適用除外の理由】 防止法に基づく特定施設に該当しないため。		
	袖ヶ浦市環境条例	無	-	【適用除外の理由】 条例に基づく規制基準の設定なし。		